

講座受講契約書

講座受講契約書

お申し込みの際は、本書面をよく読んでから十分納得した上でご契約下さい。

この契約（以下、「本契約」といいます。）は、futarino 株式会社（以下、「講座主催者」といいます。）が実施する講座（以下、「受講講座」といいます。）について、講座主催者と受講者との間で合意された契約内容を規定します。

第1条（目的）

本契約は、次の各号に掲げる事項を目的とします。

- （1）講座主催者が受講者に対して本契約に従って第4条の講座内容の知識または技芸を教授する。
- （2）受講者が本契約に従って、前号に基づいて教授された講座内容の取り扱いについての規定を遵守すること。

第2条（定義）

1. 本契約において、「受講講座」とは、インターネットサイト上で運営する海外ブックメーカーにおけるスポーツブックの数値分析に関する手法、方法、知識及び技術の教授並びにその他情報（本条第2項（4）号のノウハウも含む。）を提供する講座をいいます。
2. 本契約において、「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいいます。
 - （1）特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、商標法（昭和34年法律第127号）に規定する商標権及び外国における前記各権利に相当する権利
 - （2）特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録を受ける権利及び外国における前記各権利に相当する権利
 - （3）著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する著作物、プログラムの著作物及びデータベースの著作物の著作権並びに外国における前記各権利に相当する権利
 - （4）前3号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるもの（以下、「ノウハウ」といいます。）

第3条（契約の成立）

講座主催者と受講者間の受講講座の提供に関わる本契約は、受講者が所定の受講申込に署名のうえ申込みを行い、講座主催者がこれを受諾したときに成立するものとします。

第4条（受講講座の内容）

受講講座の内容は、下記の講義内容の通りとします。

1. ブックメーカー、スポーツブックの仕組み
2. スポーツブックの知識、分析技術及びその実践法
3. ネット決済法及び海外口座の開設法
4. 優良ブックメーカーの選定法
5. ブックメーカーの登録方法及びID・パスワードの発行手続法、利用規約

第5条（受講者が負担するもの）

前第4条の受講講座の受講にあたって、受講者は次に挙げるものを自己の責任において必ず用意するものとし、本契約の成立をもってこれに同意したものとします。

- (1) 本人確認書類として、次に掲げるものを用意します。尚、いずれもご契約者様名義で有効期限内のものを用意し、住所の記載がある場合、現住所と証明書記載住所が一致していること。

①身分証明書（※必須）：パスポート、運転免許証、マイナンバーカード

第6条（受講講座の形態）

受講講座の指導形態については、3カ月（1回約1時間半のZOOM個人指導を月に1回）及びLINEによる質疑応答。

第7条（受講講座の実施場所）

講座主催者、受講者の双方打合せの上、ZOOMでの指導。

対面指導希望の場合は、講座主催者の交通費は受講者負担とします。

第8条（業務委託）

講座主催者は、受講者に提供する受講講座について、受講講座の実施に必要な業務の一部又は全部を他の第三者に委託することができるものとし、受講者は本契約の成立をもって当該業務委託に同意したものとします。

第9条（本件講座等に対する受講者の禁止事項）

1. 受講講座に含まれる一切のノウハウ、アイデア、手法その他の情報、受講講座において提供される教材、書籍及びビデオその他一切の著作物、ならびに、他受講講座で使用される一切の名称及び標章（以下併せて「講義内容」という）についてのノウハウ、著作権及び知的財産権、その他一切の権利は全て講座主催者またはその他の権利元に帰属し、受講者はこれらの権利を侵害する行為を一切行ってはならないものとします。

2. 受講者は講義内容を本契約及び私的使用の目的の範囲内のみで使用するものとし、いかなる方法においても、受講者個人の私的利用の範囲外で使用し、コピープロテクトその他の技術的保護手段に用いられている信号の除去もしくは改変等を加え、または、第三者に対して、販売、譲渡、貸与、修正、翻訳、使用許諾等を行ってはならないものとします。
3. 受講者は、別途講座主催者が明示的に許可する場合を除き、録音、撮影その他いかなる方法または媒体を用いるかを問わず、講義内容を記録することはできません。
4. 受講者は、本講座と同様または類似の講座を、自らまたは第三者を通じて行ってはならないものとします。

第10条（免責）

1. 講座主催者は、受講者が受講講座の内容を習得することを保証するものではありません。
2. 講座主催者は、受講講座の講義、教材及びその他資料の内容について、十分な注意を払っておりますが、当該内容の正確性、妥当性、適法性を保証するものではありません。
3. 講座主催者は、ブックメーカー及びその運営サイト並びに当該マーケットが現在有効、違法に存在していても、将来永遠に有効、適法に存続することを保証するものではありません。
4. 受講者のブックメーカーの利用に関しては受講者自らの自己責任の下で行っていただきますので講座主催者はその結果に対して何ら責任を負うものではありません。
5. ブックメーカー及び入出金サービス側の事情によるアカウントの閉鎖に関して、講座主催者は何ら責任を負うものではありません。

第11条（不可抗力免責）

天災地変、戦争、内乱、暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、停電、輸送機関・通信回線の事故、コンピューターのハッキング・ウイルス侵入、原材料・通貨の高騰、為替の大幅な変動その他当事者の責めに帰することのできない不可抗力による契約の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を負いません。

第12条（有効期間）

本契約の有効期間は、本契約の成立日から3ヶ月とします。

第13条（解除）

講座主催者は、受講者に次の各号に挙げるいずれかの事由に該当した時は、受講者に

対し何らか通知催告を要せずに直ちに本契約を解除することができるものとします。

- (1) 本契約に違反し、講座主催者から15日以上の相当な期間を定めて、当該違反行為の是正を求める通知を書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に当該是正勧告に従わなかった時
- (2) 自ら振り出した手形、小切手が不渡りになった時又は一般の支払いを停止した時
- (3) 差押、仮差押、保全差押、仮処分の申し立てまたは滞納処分を受けた時
- (4) 破産、民事再生、会社整理、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続きの申し立てを受けた時又は自らこれらの申し立てをした時
- (5) 公租公課の滞納処分を受けた時
- (6) 解散決議をした時（合併による場合は除く。）、又は事業の全部（実質的に全部の場合を含む。）を第三者に譲渡した時
- (7) 死亡したとき又は後見開始、補佐開始もしくは補助開始の審判を受けたとき
- (8) 監督官庁から営業停止又は営業免許もしくは営業登録の取消等の処分を受けた時
- (9) 資産、信用状態が悪化し、又はその恐れがあると認められる相当の理由がある時
- (10) 営利、又はその準備を目的とした行為を行った時

第14条（存続規定）

第9条から第11条まで、第15条から第20条までの規定は、本契約終了後も有効に存続するものとします。

第15条（秘密保持）

1. 受講者は、講座主催者から提供された講座主催者の技術情報、営業情報、業務情報、財務情報、組織情報及びその他情報、書面及び記録媒体等による情報、並びに口頭により開示された講座主催者の情報、受講者の知り得た講座主催者の情報を秘密とし第三者に一切開示、漏洩、又は提供してはならないものとします。但し、次に該当するものは本項の秘密に該当しないものとします。
 - (1) 講座主催者から知得する以前に既に公知のもの
 - (2) 講座主催者から知得後、受講者の責めに帰し得ない事由により公知となったもの
 - (3) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わずに知得したもの
 - (4) 講座主催者から知得する以前に、受講者が既に自ら所有しているもの
 - (5) 開示された情報によらず受講者が独自に開発したもの
 - (6) 講座主催者から公開または開示に係る書面による同意が得られたもの
 - (7) 裁判所または行政機関より所定の手続きを経て開示の求めがあった情報及び必要とされる情報
2. 講座主催者から提供された前項の秘密情報について、受講者は自らにおいて厳重な管理のうえ取り扱うものとし、複製等あるいは第三者に貸与、譲渡等をしてはなら

ないものとしします。

また、講座主催者からの返却もしくは破棄の要請がある場合、受講者はこれに従うものとしします。

第16条（個人情報の取り扱い）

1. 講座主催者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号、以下、「個人情報保護法」といいます。）に基づき、受講者の個人情報を、下記の利用目的に必要な範囲内で利用するものとしします。尚、本条でいう個人情報とは、受講者の氏名、年齢、電話番号、メールアドレス、住所、の情報で、このうち1つ又は複数の組み合わせにより、受講者個人を特定することのできる情報を意味します。
 - （1）各講座等、商品やサービスの申込み受付のため
 - （2）ダイレクトメールの発送、メールマガジンの送信等、商品やサービスに関する各種案内のため
 - （3）本人確認法に基づく受講者の確認等や各種講座やサービスを利用するための資格等の確認のため
 - （4）受講者との契約や法律等に基づく権利や義務の履行のため
 - （5）各種事務管理のため
 - （6）その他、受講者との取引を適切かつ円滑に履行するため
2. 講座主催者は、個人情報を個人情報保護法及びその他法律に基づく場合を除き、受講者の同意なく前項の利用目的以外には使用しないものとしします。

第17条（譲渡禁止）

受講者は、講座主催者の書面による事前の同意なくして、本契約の全部または一部ならびにこれらによって生ずる権利の全部または一部を譲渡、移転もしくは担保に供すること又は第三者に承継させることができないものとしします。

第18条（損害賠償及び責任）

1. 受講者が本契約に定める内容に違反したことにより、講座主催者に損害が生じた場合には、受講者は講座主催者に対し、当該損害（直接的損害及び通常損害のみならず、逸失利益、事業機会の喪失、事業の中断、弁護士費用、データの喪失、その他の間接的、特別的、派生的または付随的損失の全てを含む）を賠償するものとしします。
2. 前第9条4項、及び第15条に違反した場合、受講者は直ちに金500万円を講座主催者へ支払うべきものとし、前第9条4項に違反し既に類似の営業を開始していた場合、その講座で得た総売上の2倍の金額を損害賠償として講座主催者及び営業会社に支払わなければならない。

第19条（完全合意）

本契約は、本契約に関する当事者間の完全な合意と了承を取り決めたものであって、口頭によるものと書面によるものとを問わず、本契約による合意以前に成立した当事者の合意、了承、意図など全てに優先し、取って代わります。

第20条（協議事項）

本契約に定めのない事項及び解釈の疑義については、法令の規定及び慣習に従うほか、両当事者誠意をもって協議解決を図るものとします。

第21条（講座受講料）

受講者は、本契約にかかる講座受講料 385,000 円を講座主催者へ契約日までに支払うものとします。

本契約成立の証として、本書2通を作成し、各当事者記名押印の上、各自1通を保有するものとします。

契約年月日 年 月 日

役務提供事業者 futarino 株式会社 印
代表取締役 松原啓之
住所：兵庫県西宮市東山台3丁目41-13
電話番号：080-4230-7919

契約者 氏名 印
住所
電話番号